

組合員・賛助会員対象

日本税理士協同組合連合会セミナー「オンデマンド研修」(無料) 実施のご案内

千葉県税理士協同組合では下記オンデマンド研修を、

組合員・賛助会員様を対象に**無料**でご受講いただける施策を実施いたします。

受講料(通常1回9,000円)は当組合が全額負担いたします。お申込・ご受講には研修サイト「日税フォーラム」へのご登録(無料)が必要です。**申込方法・視聴方法**などの詳細につきましては、**千葉県税理士協同組合HP**をご覧ください、ご受講くださいますようよろしくお願い申し上げます。

<対象研修会>

日本税理士協同組合連合会セミナー / 千葉県税理士協同組合共催

テーマ:「**欠損填補・損失処理**」に関する
税務、会計、法務の取扱いと均等割判定区分移動の仕組み

講師: 齋藤 雅俊 氏 (税理士)

オンデマンド配信日: 2024年5月29日(水)~ 2024年6月18日(火) <3週間>

※申込期限は6/18(火)の17:00までとなります。

※5/23(木)に収録したものを、録画コンテンツで視聴できるものです。

※2024年**6月6日(木)9:00~12:00**は、サーバメンテナンス実施のため本サイトの閲覧とサービスを一時休止いたします。

会則 3 時間研修

インターネット受講のみ

受講料無料

<主な内容>

I. 法人税における純資産の部の区分とその特徴

- ① 資本金等の額、利益積立金額について、どのように規定しているか
- ② 純資産の部の区分に関する税務と会計の考え方の違い
- ③ なぜ、法人税では資本金等の額と利益積立金額を峻別するのか

II. 欠損填補・損失処理の

税務、会計、法務の実務処理とその留意点

- ① 欠損填補・損失処理とは
- ② 法務処理と留意点
- ③ 会計処理と留意点
- ④ 税務処理と留意点
- ⑤ なぜ、法人税における資本金等の額は減少しないのか

III. 住民税における資本金等の額

- ① 法人税の資本金等の額と住民税の資本金等の額の違い
- ② なぜ違いが生じたか

IV. 均等割の判定区分移動目的での欠損填補・損失処理

- ① 実務手続き
- ② 実行する際の留意点

<講師より>

繰越利益剰余金がマイナス残の会社が減資をし、それによって計上される「その他資本剰余金」と繰越利益剰余金のマイナス残を相殺処理することを、「欠損填補・損失処理」といいます。「欠損填補・損失処理」を実行しても、法人税では資本金等の額は減少しませんが、法人住民税では資本金等の額が減少します。その結果、均等割の判定基準額が減少し、判定区分がランクダウンするケースもあります。この研修会では、税務における資本金等の額の取扱い、「欠損填補・損失処理」の実務処理と留意点、均等割判定区分移動目的で「欠損填補・損失処理」を実行する際の実務手続きと留意点について、事例を用いてわかりやすく解説します。

<講師プロフィール>

昭和48年、明治大学商学部卒業。昭和55年、税理士登録。公認会計士 辻 会計事務所(現 辻・本郷税理士法人)副所長を経て、平成17年1月、税理士齋藤雅俊事務所を開設、現在に至る。

【本研修に関するお問合せ】

(株)日税ビジネスサービス研修事務局 **TEL 03 - 3340 - 4488**

【受講登録について】

配信期間終了後、日本税理士協同組合連合会が一括して申請しますので、ご自身で登録を行っていただく必要はございません。また、**単位登録までお時間を頂戴します**こと、ご了承ください。